平成２３年（フ）第６７３号
茨城県小美玉市大谷896番地26　佐藤住宅１号
破産者　小沼　孝一
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７３４号
埼玉県八潮市八潮３丁目16番地１　マスト21―301
破産者　高橋　栄路
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８号
埼玉県越谷市大字上間久里63番地21、旧住所埼玉県越谷市大字大里604番地３
破産者　伊藤　大路
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
新潟市東区粟山１丁目２番８号、開始決定時の住所新潟市東区中島２丁目１番27―708号
破産者　小柴　　進
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５９号
静岡県沼津市沼北町２丁目13番26号
破産者　瀬戸富美雄
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
静岡県三島市南二日町25番12号　ブンカビジネスビル501、前住所静岡県沼津市西熊堂598番地の７
破産者　鈴木　　利
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
静岡県沼津市沢田町10番15号　クボタコーポ２階東
破産者　小池　治通
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
静岡県沼津市沼北町２―６―４、住民票上の住所静岡県沼津市蛇松町22番地の１　パレドール沼津307
破産者　杉山　和彦
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８６６号
広島市西区庚午北４丁目５番７―102号
破産者　今井　浩爾
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６３２号
福岡県福津市手光1151番地
破産者　秦　　勝朗
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６号
石川県七尾市石崎町香島１丁目126番地１
破産者　川越　進一
１　決定年月日　平成24年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第５７号
石川県七尾市石崎町香島１丁目126番地１
破産者　川越　智子
１　決定年月日　平成24年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第４０号
熊本県荒尾市万田1102番地１
破産者　中川　留美
１　決定年月日　平成24年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第５８５１号
東京都港区高輪２丁目12番27―102号
破産者　有限会社シー・ワークス
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１０２号
東京都練馬区東大泉３丁目41―８　睦美荘５号室
破産者　岩見　和良
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１８０号
東京都港区高輪２―15―11―808、住民票上の住所神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台４丁目５―１―101
破産者　篠原　征史
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３３５号
東京都大田区久が原３丁目３―１―106
破産者　吉野美千代
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５０９号
東京都中央区新富１丁目17―６―202
破産者　鳥田　　寛
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６９９号
千葉県柏市柏245―16―201、開始決定時の住所千葉県柏市柏あけぼの１丁目６―15―102
破産者　中村　孝弘
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部